

第4問

Xはかねてから恨みを持っていたA、Bを殺害する目的を持って、平成22年10月17日農薬用ホリドール乳剤を日本酒に混入した上、これらをそれぞれA宅、B宅に届けるよう、事情を知らないYに依頼した。Yはこれらを運ぶ途中でXの意図に気がついたが、Aに対しては自身も恨みを抱いていたことから、Aを殺害する目的で、A宅にこれを届けた。しかし、Aは従来からあまり酒を好まなかったため、これを飲用せず、自宅に放置しておいたところ、約半年を経過した平成23年4月7日に、Aの妻Cが酒好きの知人Dにこれを贈与した。Dはこれを貰い受けた同夜、これを飲用したため、ホリドール服用による内因的窒息により死亡した。一方で、BはYの十年來の友人であったことから、YはBに対しては、同日本酒を届けなかった。

X及びYの罪責を論ぜよ。

参考判例：東京高裁 昭和30年4月19日